

2023年4月から



伐採届の添付資料にご注意を!!



※窓口も中予山岳流域林業活性化センターに変わります

2023年4月から普通林伐採届（10条伐採届）の必要な添付資料が添付されていない場合、受理されないことがあります。

令和5年4月1日付で施行される森林法施行規則の改正の中で伐採届に添付が必要な資料が定められました。それに伴い、今まで市町によっては省略とされてきた資料であっても添付がなければ伐採届を受理できない場合があります。

お手数ですが届出時にどのような添付資料が必要か確認の上、提出をお願いいたします。

必要な添付資料(例)

- 本人確認書類（住民票やマイナンバーカードなど）
- 森林の位置図
- 土地の登記事項証明書
- 伐採の権限を証する書類（売買契約書や委任状など）
- 境界確認に関する書類
- 他法令の許認可関係書類
- (共有の場合)共有者からの同意書

+ 伐造届（最大3枚）

※場合によっては省略ができることがあります。また、今まで伐採届や保安林関係の書類を組合に提出されていた方もすべて **R5年度から中予山岳流域林業活性化センター（もしくは役場林業戦略課）が提出窓口となりました**ので、ご不明点があれば下記へご確認ください。

R5年度から

添付資料の準備



役場へ提出



提出場所



中予山岳流域林業活性化センター
(久万広域森林組合の南側建物)



久万高原町 林業戦略課(中予山岳流域林業活性化センター)